

「日本国憲法と“原子力の平和利用” ～平和的生存権の視点から～」

筑波大学

社会・国際学群 社会学類

4年 糸井風音

リサーチクエスチョンと研究動機

Research Question

日本国憲法における「平和的生存権」の視点から、
原子力発電所は存置すべきか。

研究動機

- これまでの経験や見聞から、特に福島第一原子力発電所の事故を契機に多くの人が原子力発電所に対して不安を持っていると感じていた。環境問題に関心を抱いたことで、原子力発電所がなぜ必要とされているのかについても理解した。対立する2つの意見に触れたことで、原子力発電の未来についてどうすべきか疑問に感じた。
- 自分が学習してきたことを用いて、対立のある問題について、感情に頼らずに1つの結論を導きたいと考えた。また、今後は環境問題に関して取り扱っていく予定なので、気候変動やエネルギー問題、グローバル・サウスなどに関しても応用できる考え方を身につけたいと考えたから。

なぜ平和的生存権か

- 国連人権理事会でスピーチをした森松明希子さん(郡山市から大阪市に避難中)が

“放射能から逃れ、健康を享受することは基本原則です。日本国憲法(に)は全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利と書かれています。しかし、政府は市民を守るための施策を実施してきませんでした”

と述べ、平和的生存権について言及していた。

- 当事者の方が「自分には平和的生存権が保障されていないのではないかと感じていることに関心を持ち、本研究でも平和的生存権を用いて議論することにした。
- 平和的生存権は主に9条との関連を指摘されることが多いが、戦争放棄にとどまらない「平和」という価値観が求められているのではないかと考え、検討したいと思った。さらに、この考え方は、気候変動問題など他の多くのにも適用できると考えた。

なぜ平和的生存権か

- また、主に以下の文献が3.11以降の原子力発電所と平和的生存権に関心を寄せていた。

<p>「原子力災害と日本国憲法 (The Disaster of Fukushima Nuclear Power Plant and the Constitution)」</p>	<p>清水修二 高崎経済大学論集 第54巻第4号 211～219頁 (2012)</p>	<p>放射能の環境放出による汚染が社会に非常に特異なストレスを与える。被害の予測が困難で、住民は長期に及ぶ避難を強いられている。3.11事故を戦争に比肩する被害と指摘し、平和的生存権を含め、あらゆる憲法上の権利の侵害を指摘。</p>
<p>「2016年平和的生存権覚書 -憲法哲学ノート①」</p>	<p>金井光生 行政社会論集 第29巻 第2号 (2016)</p>	<p>戦争も含め人災は人間の手によるものである以上、「想定外」は禁句であり、市民の人権保障のために立憲平和主義を推進する。人権は直接的暴力を否定することにとどまらず、積極的な平和を要求できる。</p>
<p>「原発と憲法」</p>	<p>中里見博 憲法問題24号 (2013)</p>	<p>(間接的に)社会的生存権(25条生存権)と平和的生存権に次ぐ、「第三の生存権」を提唱すべきか。原発はその軍事転用の可能性という本質や放射能による被曝という被害の共通性から、直接的にも、構造的にも文化的にも暴力と言える。</p>

論文の構成

1. 平和的生存権の意義

- (1)日本国憲法における明文化の経緯
- (2)「平和的生存権論」の展開
- (3)今日的な「平和的生存権」
- (4)具体的権利性の検討

2. 原子力発電所事故の事例

- (1)(未定)事例① 海外の事例など
- (2)福島第一原子力発電所事故による被害/当事者の主張

3. 原子力発電所の抱える平和的生存権に関する問題

Chapter2での具体例をより一般化して考察する

結び:

21世紀の「平和」という価値観において原子力発電所を存置するのは難しいのではないか。

Chapter1

平和的生存権の意義

■ (1)日本国憲法における明文化の経緯

・ルーズベルトの「4つの自由宣言」とそれを踏まえた大西洋憲章が源泉となった(小林・2020)

■ (2)「平和的生存権論」の展開

・前文第2段にある「平和のうちに生存する権利」を憲法上保障された人権の一種であると捉える(星野・1962 星野を初出とする理解は和田・1965)

・深瀬は、“平和”を「戦争と軍備および戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることのない状態」で定義し、平和のうちに生きる権利を核時代の平和実現のための自然権的本質を持つ基本的人権であると主張した。(深瀬・1987)

■ (3)今日的な「平和的生存権」

→深瀬による戦争や軍備による侵害にとどまらない現代的に求められている平和を踏まえて「平和的生存権」を再定義する。

(4) 具体的権利性の検討

・「抽象的な原理の宣言」(芦部・2020)として具体性を否定する立場が強いが、深瀬(1987)、山内(1992)は具体的な意味や内容も確定可能であり、具体的権利性を積極的に肯定。

・2008年のイラク派兵差止訴訟における名古屋高裁の判決では、平和的生存権の具体的権利性を肯定した。(平成20年4月27日名古屋高裁判時2056号74頁)

Chapter2

原子力発電所事故の事例

- (1)(未定)事例① 海外の事例など

→世界の原子力災害(軍事目的ではなく産業によるものを想定)を題材とする。

- (2)福島第一原子力発電所事故による被害/当事者の主張

→関連する判例や実際の調査を参考にする

・いわゆる「生業訴訟」では、原発事故と放射能によって、生業(なりわい)、住まいと家庭生活、地域のつながり、安全な環境の全てを奪われたと主張されている
(<http://www.nariwaisoshou.jp/soshou/>)。

Chapter3

原子力発電所の抱える平和的生存権に関する問題

- →Chapter1(3)で考察した「平和的生存権」の今日的な意味を踏まえ、原子力発電所の存置が「平和的生存権」の理念に反することを議論する。

- 新たに提唱された権利との関連

- ・住み続ける権利

人々は生まれ育ったや自分で選択した地域に、どんな状態でも尊厳を持って暮らし続けることができる。住み続けるためには、平和的生存権(憲法前文、9条)を基底として、あらゆる権利が総合的、包括的に保障されるべきである(井上・2014)

→金井(2016)では、戦後に提唱された「存在権」や「生命権」に着目している。これらはともに13条の解釈に関するものであったが、金井は平和的生存権理念を介して議論することを試みている。

- 関(2014)は「原発事故避難がもたらした苦痛・被害は生命・健康から平和的生存や幸福追求にかかわるものまで広範に及んで」と主張している。例として、“震災関連死”が存在する状況が「異常」であること、汚染水問題などが収束に遠いことから「平和的に生存する環境は必ずしも整っていない」ことを指摘。

今後の研究について

全体として

- さらに文献調査を重ねる必要があり、自分の理論に一貫性があるかを再度確認する。
- 原子力災害の事例や原子力と平和、今日的な平和に関連する文献や主張を再度調べ、検討する。
- 平和的生存権と「統治行為論」との関連について質問を受けたので、検討が必要だと感じている。

■ Chapter2:

これまでの原子力災害を調べ、なぜ原子力が非平和的と言えるのかについて補強する。

■ Chapter3:

福島第一原子力発電所事故において、「平和的生存権」をあらためて定義した上で、「平和的生存権」における平和が脅かされていたことを論ずる。

■ 参考にしたい文献

- ・井上英夫「住み続ける権利—貧困、震災をこえて」 新日本出版社(2012)

参考文献

- [1] 芦部信喜 「憲法」 第7版 岩波書店 (2019)
- [2] 井上英夫 「『住み続ける権利』—21世紀人類の課題として」 「学術の動向」について19巻2号 日本学術会議 (2014)
- [3] 金井光生 「Vor dem Gesetz 福島大学で語る日本国憲法」 法律時報1097号 日本論評社 (2016)
- [4] 金井光生 「2016年平和的生存権覚書-憲法哲学ノート①」 行政社会論集第29巻第2号 (2016)
- [5] 河上暁弘 「憲法9条訴訟と平和的生存権」 広島平和研究2号 (2015)
- [6] 小林武 「沖縄・高江訴訟における平和的生存権の主張」 愛知大学法学部法経論集224号 (2020)
- [7] 小林直樹 「憲法と原子力」 出典不明 (1987)
- [8] 清水修二 「原子力災害と日本国憲法」 高崎経済大学論集第54巻第4号(2012)
- [9] 関谷新助 「生存権・戦争と平和 哲学的考察」 彩流社 (2017)
- [10] 関礼子 「福島原発事故に対する法的対応と課題 原発事故避難と『住み続ける権利』」 「学術の動向」について19巻2号 日本学術会議 (2014)

参考文献

- [11]辻村みよ子 「『人権としての平和』と生存権」 GEMC journal No.7 (2012)
- [12]中里見博 「原発と憲法一第三の生存権へ」 憲法問題24号138頁 (2013)
- [13]星野安三郎 「平和的生存権序論」 法律文化社 (1962)/魏栢良 「原子力商業利用の国際管理」 関西学院大学出版会(2015)
- [14]三上 巧馬 「平和的生存権」論の到達点と展望」 早稲田社会科学総合研究2016年度学生論文集(2016)/名古屋高等裁判所判決2008年4月17日判時2056号74頁
- [15]山内敏弘 「平和憲法の理論」 日本論評社 (1992)/深瀬忠一 「戦争放棄と平和的生存権」 岩波書店 (1987)
- [16]「Atlantic Charter」 (1941)
- [17] Franklin Delano Roosevelt 「The Four Freedoms speech」 (1941)
- [18]第20回核戦争防止国際医師会議(IPPNW)世界大会「構造的暴力なき世界に向けて/人間の安全保障/予防を目指して」 広島県医師会速報第2174号 (2012)
- [19] 平成20年4月27日名古屋高裁判時2056号74頁